

## **Q&A ~建設機械運転免許取得に対する助成~**

### **1.助成対象範囲について**

**Q.** 助成対象となる免許は何でしょうか？

- A. 大型特殊免許(道路交通法第84条第3項に規定)です。  
※車両系建設機械運転技能講習(作業免許)は助成対象外です。

**Q.** 助成金の交付対象となる事業主の条件はあるのでしょうか？

- A. 「札幌市建設機械運転免許取得助成金交付要綱」の第4条に規定しております。  
詳細は、下記HPの当該交付要綱の項目をご参照ください。  
[http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/genzainojigyo/kigyou\\_josei/kigyou\\_josei.html](http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/genzainojigyo/kigyou_josei/kigyou_josei.html)

**Q.** 助成対象となる免許取得者の条件は何でしょうか？

- A. 上記事業主に雇用されており、雇用期間の定めがないことを雇用契約書等で確認できる方です。

**Q.** 助成金額はいくらでしょうか？

- A. 大型特殊免許を取得するための教習費用(消費等相当額を除く)の1/2です。ただし、上限額は4万円となっております。令和6年の改正より、消費税等相当額を助成対象額外としています。

### **2.助成交付申請時の提出書類について**

**Q.** 申請はいつ行えばよいのでしょうか？

- A. 自動車教習所に入所を申し込む前に書類の提出をお願いします。  
申請受付期間は毎年度4月1日から2月末日までとなっております。

**Q.** 対象事業主であることを証明する書類は、申請者数分必要でしょうか？

- A. 同時に複数名の申請を行う際は、各1通で構いません。